

一般社団法人 祐紀会 定款

令和 4 年 3 月 1 日改訂

一般社団法人 祐紀会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人祐紀会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者と高齢者の雇用機会を促進するとともに、生活向上及び自立並びに経済的向上に努め、地域福祉の発展に寄与することを目的とし、障害福祉サービス事業、児童福祉サービス事業及び高齢者福祉サービス事業を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業
- (4) 児童福祉法に基づく福祉施設事業
- (5) 老人福祉法に基づく高齢者福祉施設事業
- (6) 介護保険法に基づく介護保険福祉施設事業
- (7) 託児所事業
- (8) 企業主導型保育事業
- (9) 縫製に関わる事業
- (10) 弁当の製造販売及び飲食店事業
- (11) 子ども食堂の運営
- (12) クリーニング及びクリーニング集配業務の運営
- (13) 青少年育成事業
- (14) スポーツ用品の製造販売事業
- (15) 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定める一切の事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した団体及び個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 職員

(入社)

第11条 この法人の目的に賛同し、入社した者を職員とする。

2 職員となるには、この法人所定の用式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第 12 条 職員は、いつでも退社することができる。ただし、1 ヶ月以上前に代表理事に対して予告をするものとする。

(除名)

第 13 条 この法人の職員が、この法人の名誉を棄損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は職員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める総会の決議によりその職員を除名することができる。

(職員の資格喪失)

第 14 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総職員の同意があったとき

第 5 章 総会

(構成)

第 15 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 17 条 総会は、通常総会として、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(開催地)

第 18 条 総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 19 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに関しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 役員

(役員及び会計監査人の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 第2項の代表理事をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが出来る。ただし、設立から3ヶ月は無報酬とする。

(取引の制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の責務を保証することその他のその理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 この法人は一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することが出来る。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、600 万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 名誉代表理事及び顧問の選任及び解任

(5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定

(6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(6) 第 32 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(開催)

第 35 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事会を招集する場合は、代表理事は、理事会の 14 日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠席の場合には、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることが出来る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 41 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 8 章 基金

(基金の拠出)

第 43 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(基金の募集等)

第 44 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 この法人の事業計画書及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に備え置くと共に、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 49 条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(剰余金の不分配)

第 50 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 52 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開の規程による。

(個人情報の保護)

第 53 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 12 章 公告の方法

第 54 条 この法人の公告は、官報にて掲載する方法により行う。

第 13 章 附則

(最初の事業年度)

第 55 条 この法人の設立年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成 27 年 10 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 56 条 この法人の設立時代表理事（代表理事）及び設立時理事並びに設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事（代表理事） 井上成晃

設立時理事 井上 成晃 加藤久子 阿部香織

設立時監事 相澤雅巳

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 57 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 井上 成晃

住 所

設立時社員 加藤 久子

住 所

設立時社員 阿部 香織

(法令の準拠)

第 58 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人祐紀会設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

代表理事 井上成晃

理 事 加藤久子

理 事 阿部香織

監 事 長山國照

附則

平成 26 年 11 月 13 日から施行する

平成 28 年 11 月 19 日変更・施行

平成 30 年 11 月 15 日変更・施行

令和 3 年 10 月 1 日 変更・施行

令和 4 年 3 月 1 日 変更・施行

令和 6 年 11 月 5 日 変更・施行